

公益通報者保護規則

(目的)

第1条 一般社団法人青森県サッカー協会（以下、「本協会」という。）は、法令違反又は不祥事の未然防止及び社会的信頼の維持向上を通じた倫理・コンプライアンスの遵守の強化に向けて、本協会に通報を行った者を保護するために、「公益通報者保護規則」を定める。

(対象者)

第2条 この規則に基づく保護の対象となる者は、次の個人とする。

- (1) 本協会の役職員等（理事、監事、特任理事、顧問、参与、司法機関委員、専門委員会委員、職員）
- (2) 本協会に加盟する市町村協会の関係者
- (3) 本協会に加盟するチームの関係者
- (4) 本協会に登録する以下の個人（以下、「選手等」という。）
 - ア 選手
 - イ 指導者（監督、コーチ、その他選手の指導に関わる者）
 - ウ 審判員
 - エ 審判指導者
- (5) その他の関係者

(通報等の方法)

第3条 この規則に基づいて通報等をする場合、対象者は、次の通報窓口で電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等することができる。

- (1) 本協会倫理規則第5条に定める倫理委員会
- (2) 本協会ハラスメント防止規則第5条に定める相談窓口
- (3) 所属委員会の委員長

2 役職員のうち、正職員、パートタイム職員については事務局長に通報することができる。

(通報の対象行為)

第4条 通報の対象行為は、本協会倫理規則第3条、就業規則、その他の規則への違反行為とする。

(通報者の責務)

第5条 通報者は、通報窓口の利用にあたり、意図して個人に関する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実を申し述べてはならない。

(通報窓口の担当者等の責務)

第6条 専務理事は、理事のうちから通報に関する調査等を実施する担当者（以下、「通報窓口の担当者」という。）を指名する。

2 通報窓口の担当者は、法規範並びに本協会の諸規程、指示、指令、命令、決定及び裁定に基づき、誠実に対応するよう努めなければならない。

(通報の受付)

第7条 通報窓口は、実名及び匿名のいずれの通報も受け付けるものとする。

2 通報窓口は、意図した個人に対する根拠のない誹謗中傷や虚偽の事実に基づく主張は受け付けない。

(情報の記録と管理)

第8条 通報窓口の担当者は、通報者の氏名(匿名の場合を除く。)、通報等の経緯、内容及び証拠等を部署内において記録・保管しなければならない。

2 本協会及び加盟団体の役職員等は、通報窓口へ寄せられた個人情報等を正当な理由なく開示してはならない。

3 本協会及び加盟団体の役職員等は、通報窓口へ寄せられた個人情報等を正当な理由なく開示するよう求めてはならない。

(不利益の禁止)

第9条 本協会、加盟団体及び加盟チーム並びにそれらに所属する個人は、通報者が通報窓口へ通報したことを理由として、通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等、通報者に対して不利益になることをしてはならない。

2 通報者に対して不利益な取り扱いを行う者がいる場合は、本協会は当該行為を中止させるとともに、当該行為への処分等を検討するものとする。

(通報に基づく調査)

第10条 通報窓口の担当者は、原則として通報等を受けた日から20日以内に調査を行う旨の通知を通報者に対して行う。ただし、正当な理由がある場合又は匿名の通報で通報者が特定できない場合はこの限りではない。

2 通報窓口の担当者は、通報に基づき公正かつ公平に調査を行う。

3 通報等に基づく調査において、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と申告事項への反論及び弁明の機会が与えられるものとする。

4 役職員等は、通報等に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べなければならない。

(調査の方法)

第11条 通報窓口の担当者は、通報者の氏名を除く通報内容を、速やかに専務理事に報告するものとする。また、通報内容について速やかに調査し、その調査結果を専務理事に報告するものとする。

2 通報内容については、原則として通報窓口の担当者が調査する。ただし、必要と判断した場合、本協会の他の部署または法律事務所等に当該調査を依頼することができるものとする。

(他の団体への調査依頼)

第12条 前条の定めに関わらず、本協会以外の団体において通報内容を扱うことが相当と判断した場合は、通報窓口の担当者は、通報の調査及び是正措置等を当該団体に依頼することができる。

2 本協会以外の団体において通報の調査等を実施する場合、通報窓口の担当者はその旨を速やかに通報者及び専務理事に報告するものとする。

(他団体からの調査結果の報告)

第13条 調査を依頼された団体は、調査結果を速やかに通報窓口の担当者に報告する。この場合において、通報対象者の個人情報の取り扱いは、厳密に行うものとする。

2 調査を依頼された団体から調査結果について報告を受けた通報窓口の担当者は、通報者に対してその旨を報告するものとする。

(調査結果に基づく対応)

第14条 専務理事は調査の結果に基づき、必要と判断する場合は、懲戒手続き、刑事告発、再発防止措置等の必要な措置を講じるものとする。

2 専務理事は通報窓口の状況について、定期的に会長に報告するものとする。

3 通報者が当該調査対象である違反行為に関与していた場合、当事者である当該通報者が通報を行ったことを斟酌し、当該通報者に対する懲戒処分を軽減することができる。

4 調査結果及び対応概要(ただし、通報者の氏名を除く。)必要と判断した場合に、理事会に報告することができる。

(懲罰等)

第15条 この規則への違反行為は、社会の諸規範、本協会の諸規程等に則り、懲罰等を科されることがある。

(改正)

第16条 この規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

附則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。(令和4年3月19日理事会決議)